様式第８号の２（裏面）

様式第八号の二（表面）中「㊞」を削る。
様式第八号の二（裏面）を次のように改める。

記載要領

１　無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。

２　対象期間については、前年の４月１日から３月末日まで（３の（１）から（３）までの④欄にあっては前々年の４月１日から前年の３月末日まで）とすること。

３　１には、届出受理番号を記載すること。

４　活動状況（国内）

(1)　３の(１)から(３)までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに１ヶ年における求人及び就職数について、常用（４③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。

(2)　３の(１)から(３)までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　３の(１)から(３)までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　３の（１）から（３）までの④の「離職」欄には、前々年の４月１日から前年の３月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後６ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

(5)　３の(１)から(３)までの欄において、「常用」とは、４ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、１ヶ月以上４ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、１ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

５　活動状況（国外）

(1)　４の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１ヶ年における求人、就職延数を記載すること。

(2)　４の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　４の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

６　５の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る３月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

７　⑧欄には、氏名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。